

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応指針（令和3年12月24日改定）

※この対応は、目安であり、具体的な対策は、本学、熊本市あるいは全国の感染状況、その傾向(拡大・縮小)及び県等からの要請内容を踏まえ、実施する範囲や内容を含め総合的に判断し、対応方針及び授業実施要領により定める。

レベル		授業(講義・実験・実習)	研究活動	会議・委員会等	出張等	学生のサークル等活動	事務体制
4 避けたいレベル		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として遠隔授業を実施する。(情報処理実習室等での遠隔授業の受講も含む) ・必要不可欠な対面授業は、感染防止対策を講じた上で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の対策に加え、必要最低限の人数かつ時間で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として中止又は延期、若しくは書面又はオンラインによる実施とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全面禁止とする。 ・サークル棟は使用禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の対策に加え、県等の要請に応じた時差出勤及び在宅勤務を実施する。
3 対策強化レベル	(国等による緊急事態措置)						
	(国等によるまん延防止等重点措置)						
2 警戒強化レベル		<ul style="list-style-type: none"> ・以下の対策に加え、感染リスクの高い活動は実施しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の対策に加え、感染リスクの高い活動は実施しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の対策に加え、感染リスクの高い活動は実施しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の対策に加え、他大学等との合同での対面による活動及び県境を越えた移動を伴う活動は禁止する。 ・サークル棟は更衣等短時間の使用のみ認める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を講じた上で行う。 ・感染・陽性者との接触の可能性等により自宅待機を命じられた場合は可能な限り在宅勤務を実施する。 	
1 維持すべきレベル		<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を講じた上で、対面授業、遠隔授業又はそれらの組み合わせなどにより実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を講じた上で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を講じた上で実施するが、必要に応じて書面又はオンラインによる実施とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域との移動を伴うものは原則として禁止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策を講じた上で実施する。 ・緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域との移動を伴うものを禁止する。 	
0 (週の新規感染者が10万人あたり1人未満)							

※レベル移行に伴い必要となる措置については、直ちに準備に着手し速やかに実施するものとする。

学生又は教職員等に感染者が発生し、発症2日前以降に大学内に入構していたケース

レベル	授業(講義・実験・実習)	研究活動	会議・委員会、出張等	学生のサークル等活動	事務体制
(学校閉鎖) 行政機関と協議し、消毒等のため大学が決定した期間、学校の必要な区域を閉鎖する。	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖区域を利用した授業(実験・実習を含む。)は中止、又は遠隔授業等の代替措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機器等の維持が必要な場合に限り、学部長の承認を得た者のみ、短時間、研究室等に入室できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学運営上必要な会議等に支障があれば代替施設での開催、若しくは、書面又はオンラインによる実施とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖区域では禁止とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、在宅勤務を行う。 ・大学機能を最低限維持するための業務は行う。

※ 対応指針は、新型コロナウイルス感染の状況等に応じて、適宜、見直す。